

(仮称) 第3次新かすがいっ子未来プラン (骨子案)

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く現状	4
1 数値でみるこども・若者、子育て家庭の現状	4
2 アンケート調査でみるこども・子育ての現状	16
第3章 基本理念と施策の体系	26
1 基本理念	26
2 基本目標	27
3 施策の体系	28
第4章 施策の展開	
第5章 教育・保育、地域こども・子育て支援事業の需要量と見込みの確保策	
第6章 計画の推進体制	

※第4章以降は次回協議会で提示予定

1 計画策定の背景と趣旨

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

令和5年4月に、国において「少子化社会対策基本法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。

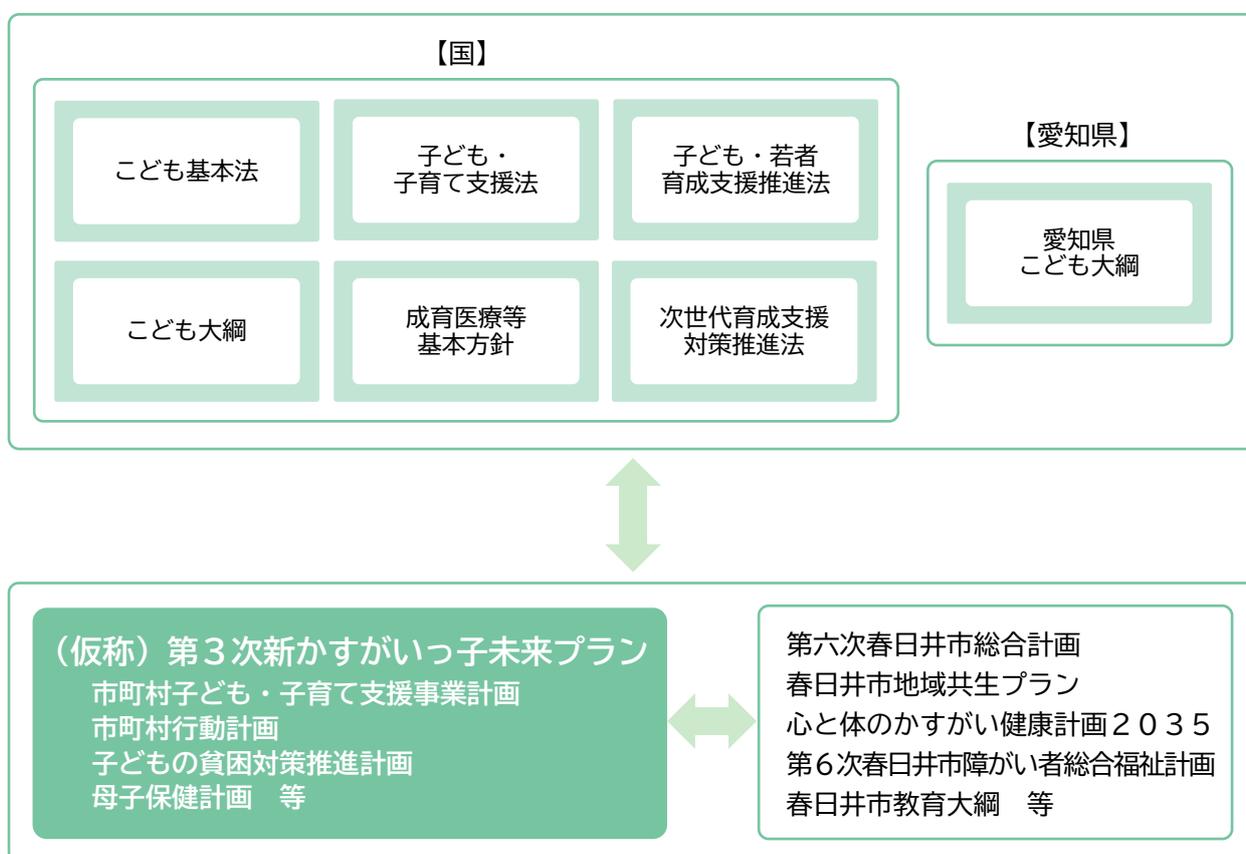
また、同じく令和5年4月に、こどもの健やかな成長及びこどものある家庭の子育てに対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しました。加えて、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

本計画は、このような社会情勢や国の動向を踏まえ「第2次新かすがいっ子未来プラン」の計画期間が終了することに伴い、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法等に基づいた、こども施策に係る計画を一体的に策定するものです。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、春日井市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」であり、子ども・子育て支援法第に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、「成育医療等基本方針」の趣旨を踏まえた「母子保健計画」を包含するものです。

また、本計画の策定にあたっては、国の「子ども大綱」や県の「子ども計画」を勘案しつつ、「第六次春日井市総合計画」をはじめ、「春日井市地域共生プラン」、「心と体のかすがい健康計画2035」、「第6次障がい者総合福祉計画」等の関連する計画との整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、社会情勢の変化を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

計画期間

令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
第2次新かすがいっ子未来プラン					【仮称】第3次新かすがいっ子未来プラン (本計画)				
		中間見直し		改定			中間見直し		改定

4 計画の対象

計画の対象は、子ども基本法第2条に基づいて、「心身の発達の過程にある者」とします。具体的には、出生前からおおむね40歳未満の子ども・若者及びその家庭を対象とします。

第2章

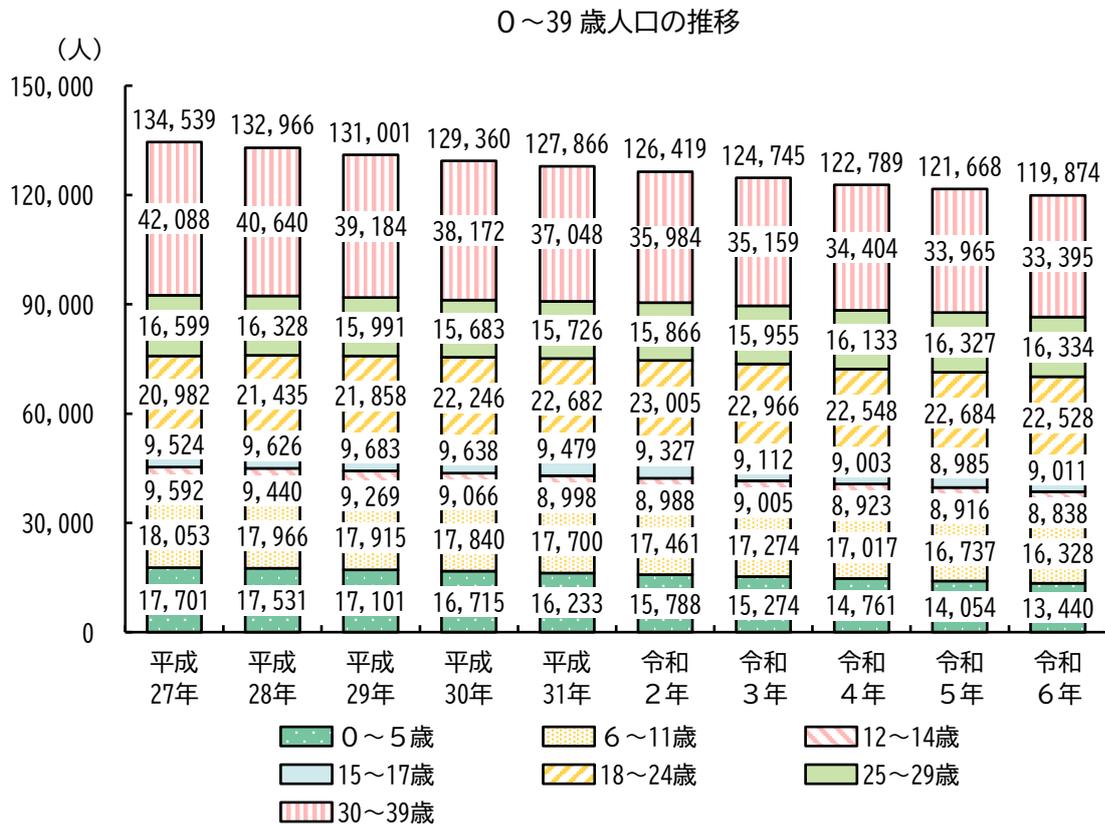
こども・若者や子育て家庭を取り巻く現状

1 数値でみるこども・若者、子育て家庭の現状

(1) 児童人口等

① 0～39歳人口

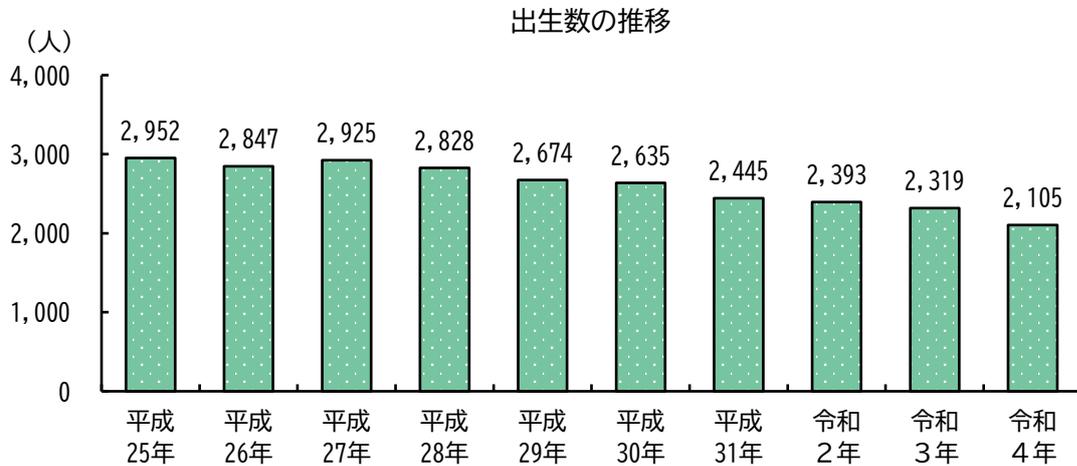
本市の0～39歳人口は、令和6年4月現在で119,874人となっており、平成27年と比較して、14,665人減少しています。



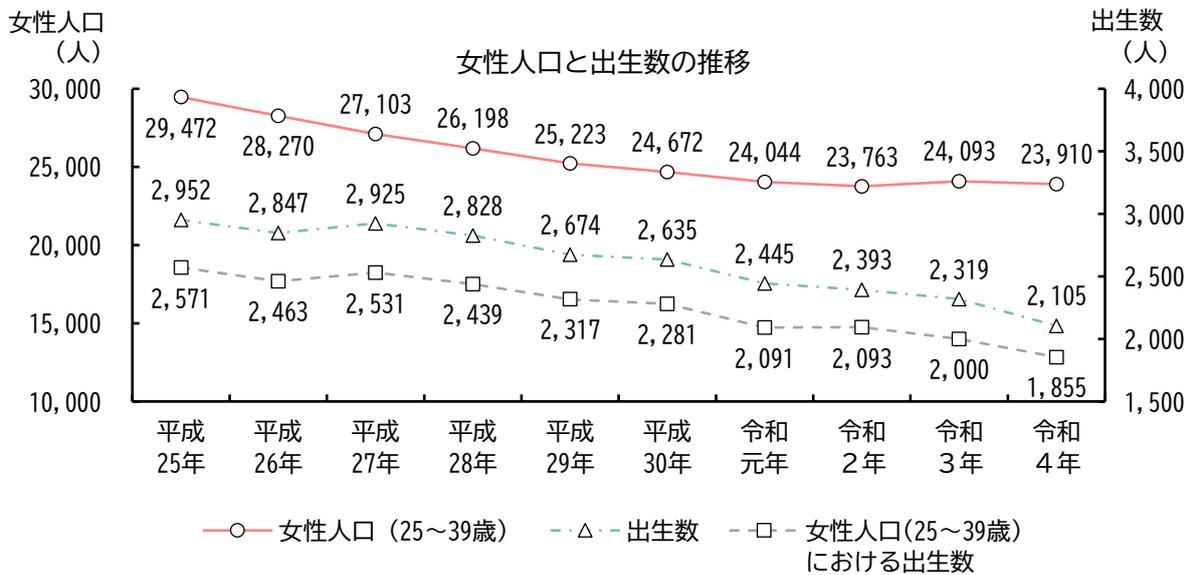
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

② 出生数

本市の出生数は年々減少しており、令和4年で2,105人となっています。直近10年は25～39歳女性人口減少に伴い、出生数も減少傾向で推移しています。



資料：愛知県衛生年報

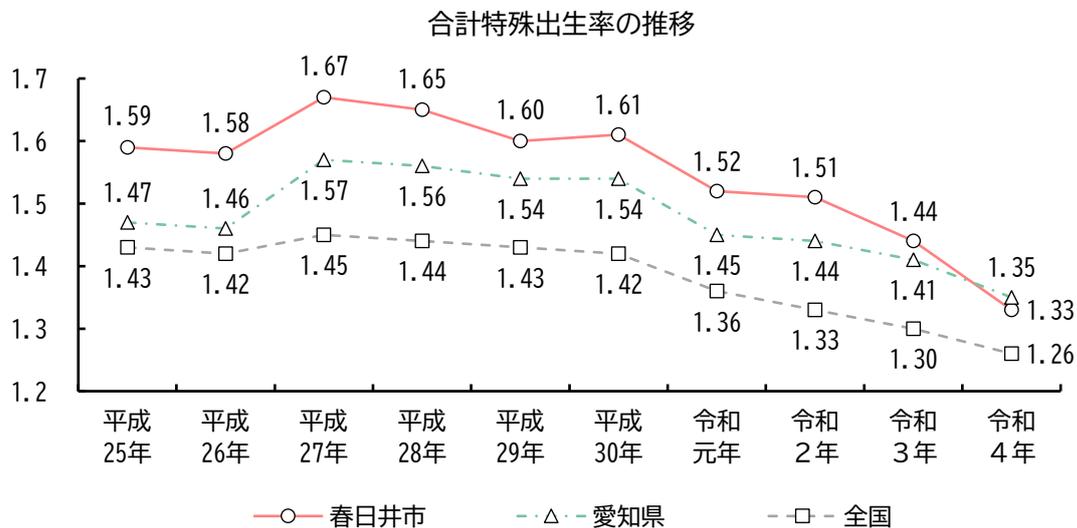


資料：出生数は愛知県衛生年報、女性人口は愛知県統計年鑑「愛知県人口動向調査」による

③ 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は平成27年以降減少傾向で推移しており、令和4年で1.33となっています。また、全国・県と比較すると全国よりは高い値で推移しています。

※合計特殊出生率は、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性とその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当する。

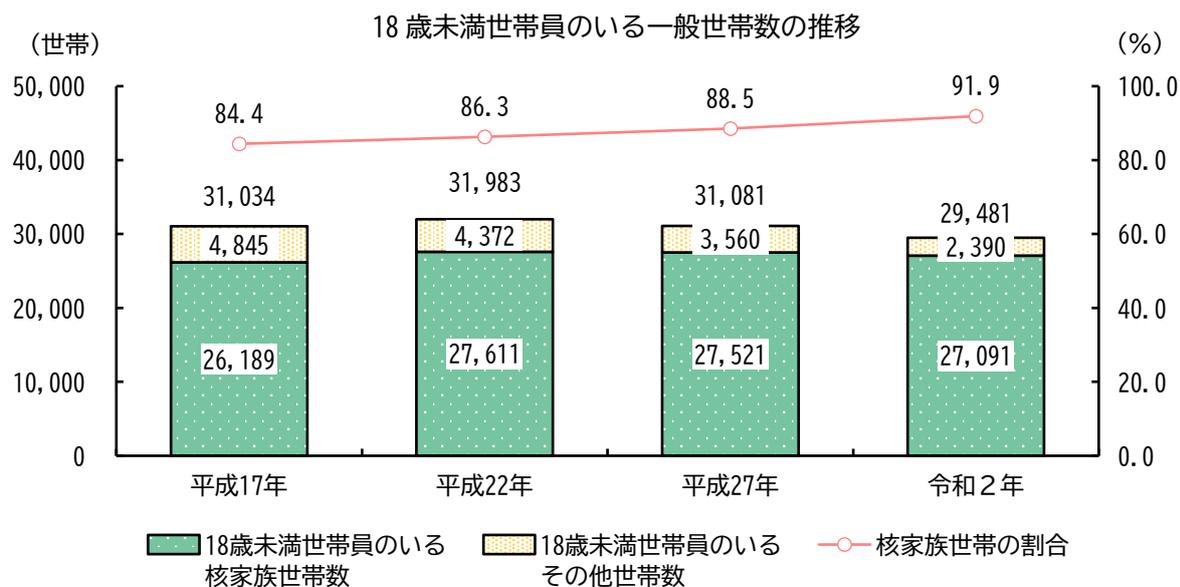


資料：国、県は人口動態統計、市は春日井市算出

(2) 子育て家庭の状況

① 核家族世帯

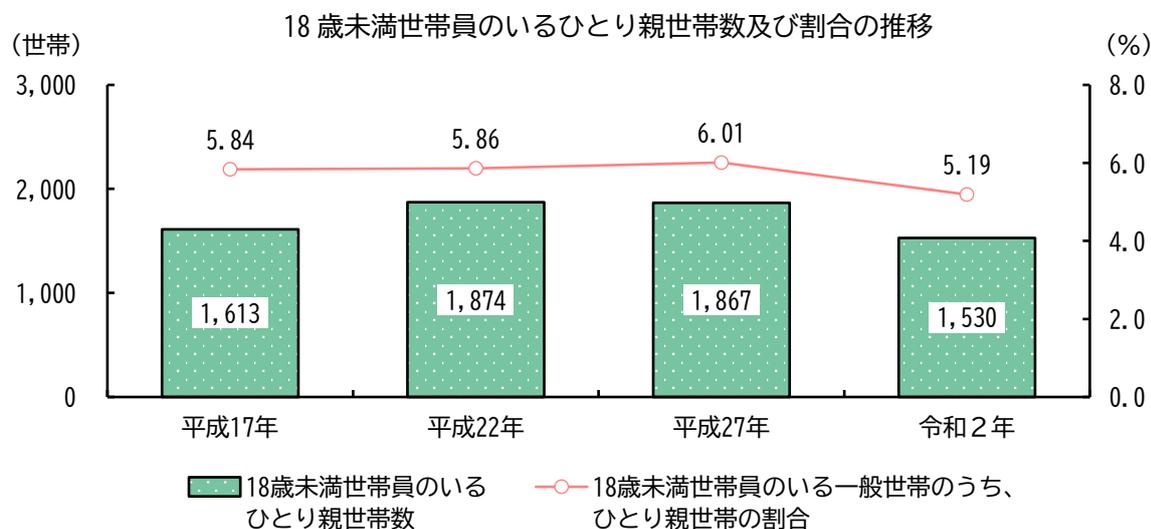
本市の18歳未満世帯員のいる核家族世帯数は平成22年から減少しており、令和2年で27,091世帯となっています。また、18歳未満世帯員のいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加し、令和2年には91.9%となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

② ひとり親世帯

本市の18歳世帯員のいるひとり親世帯数は平成22年から減少しており、令和2年で1,530世帯となっています。

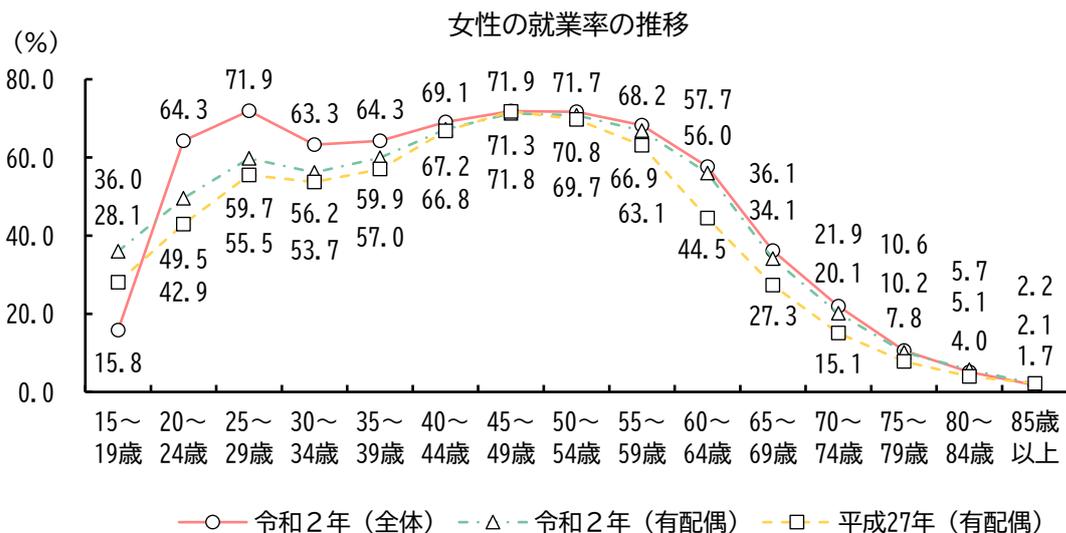


資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) 女性の就業状況

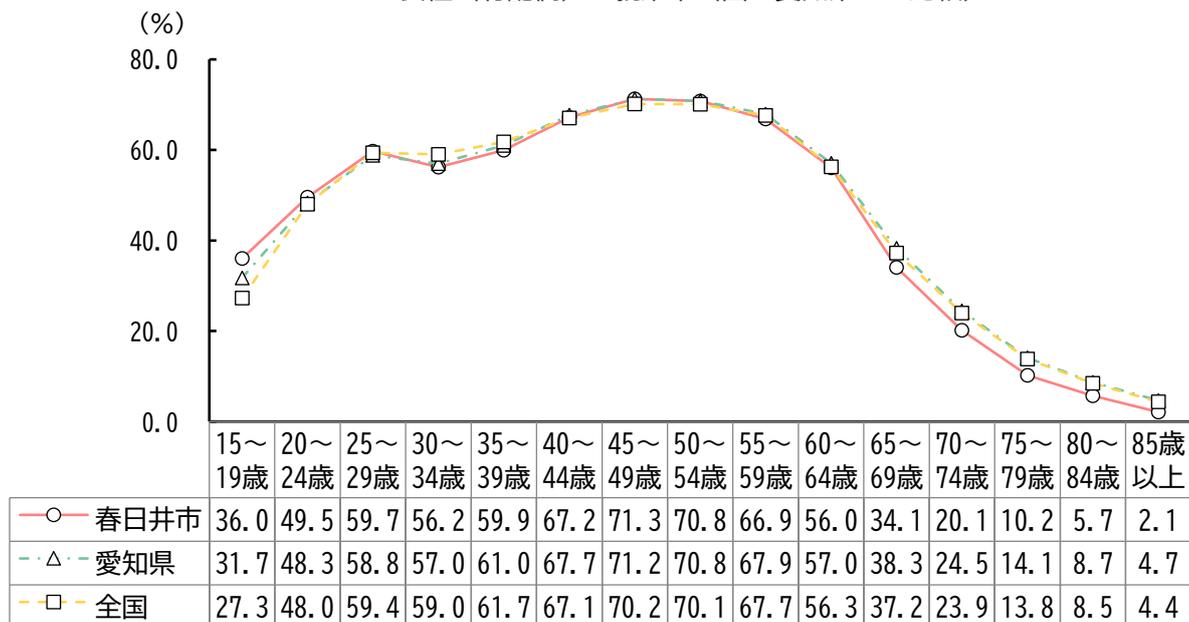
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。有配偶の女性の年齢別就業率を平成27年と比較すると、令和2年では全体的に高くなっています。

令和2年の女性の年齢別就業率を国、県と比較すると、概ね同水準で推移しています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

女性（有配偶）の就業率（国・愛知県との比較）

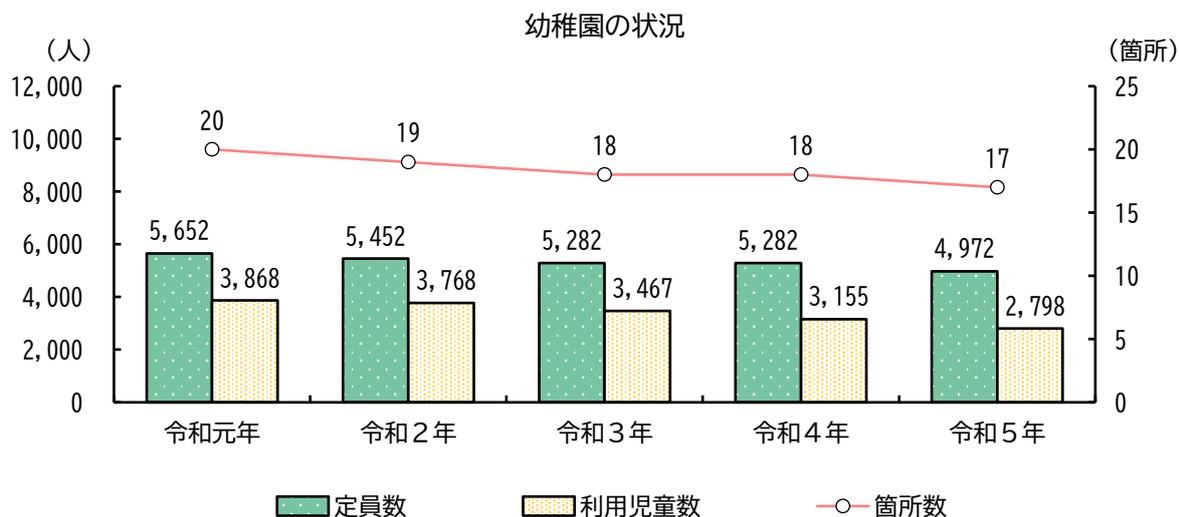


資料：国勢調査（令和2年10月1日）

(4) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

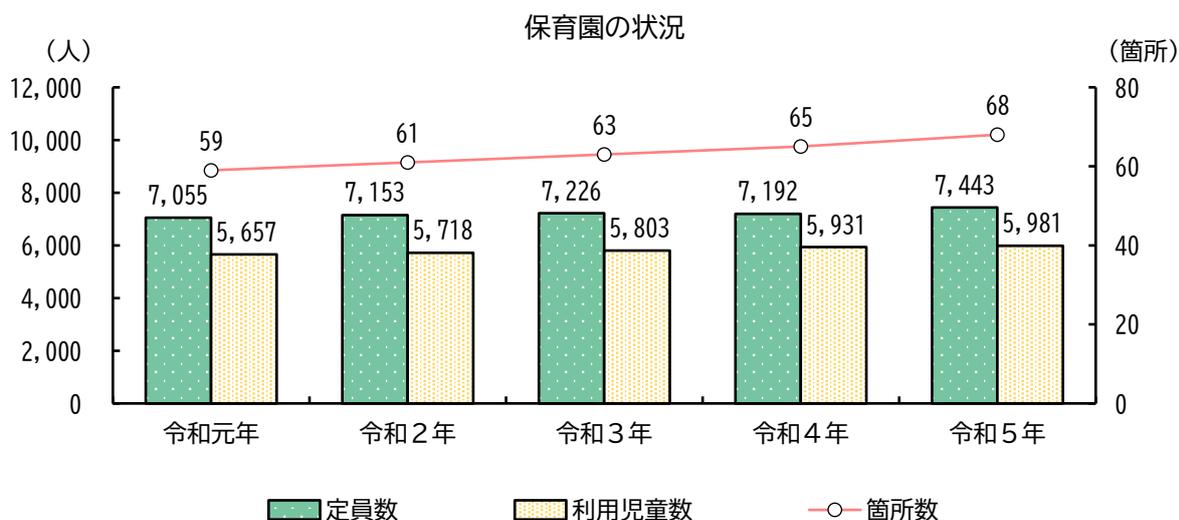
本市の幼稚園の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに減少しており、令和5年で定員数は4,972人、利用児童数は2,798人となっています。



資料：春日井市調べ

② 保育園の状況

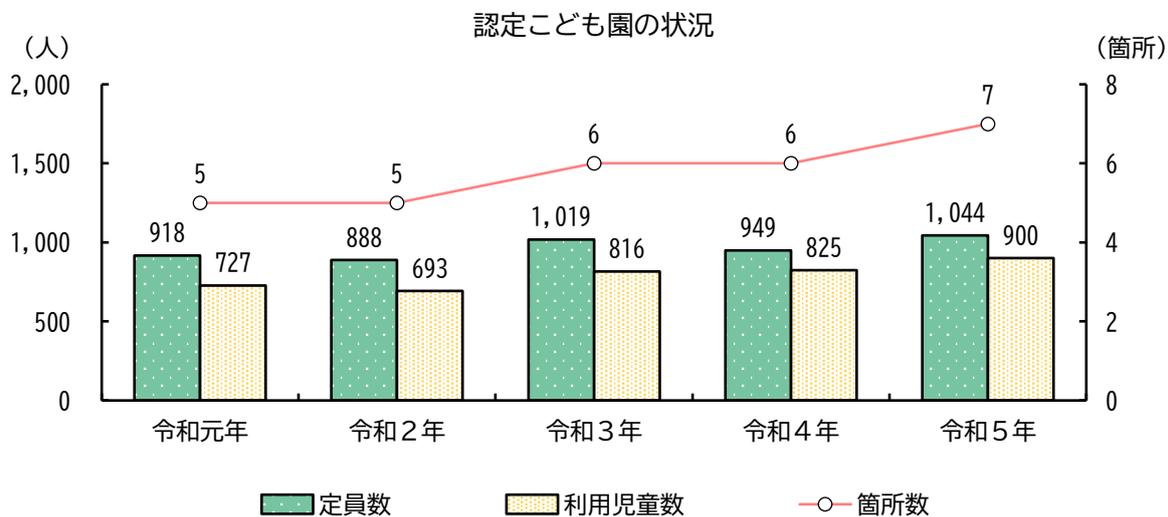
本市の保育所の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに増加しており、令和5年で定員数7,443人、利用児童数5,981人となっています。



資料：春日井市調べ

③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園の状況を見ると、利用児童数・箇所数ともに増加しており、令和5年で利用児童数900人となっています。



認定こども園の状況の内訳

単位：人

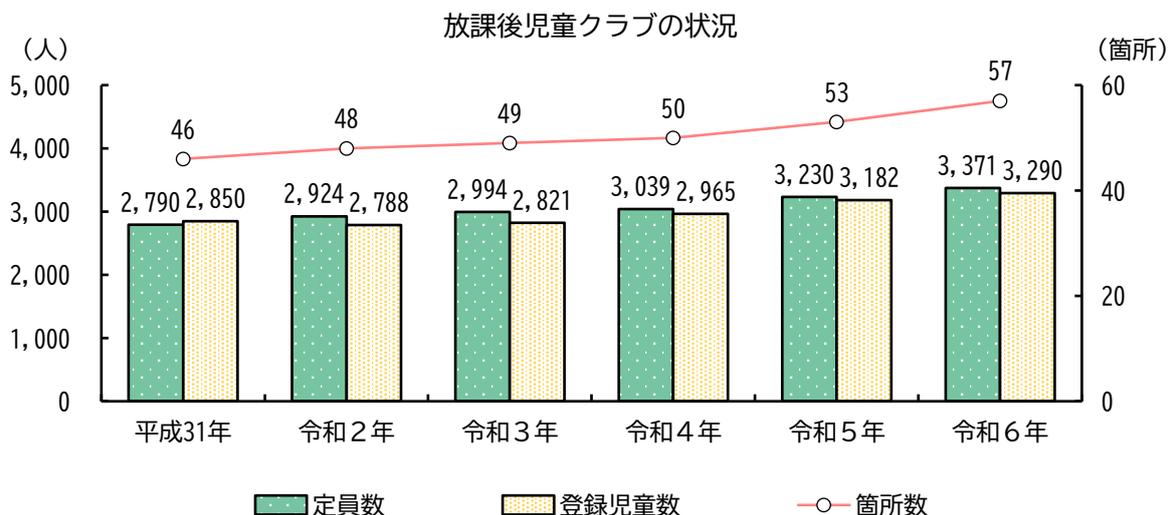
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
定員数	総数	918	888	1,019	949	1,044
	うち、1号	339	309	413	363	387
	うち、2号・3号	579	579	606	586	657
利用児童数	総数	727	693	816	825	900
	うち、1号	254	252	315	283	340
	うち、2号・3号	473	441	501	542	560

資料：春日井市調べ

(5) 放課後のこどもの居場所の状況

① 放課後児童クラブの状況

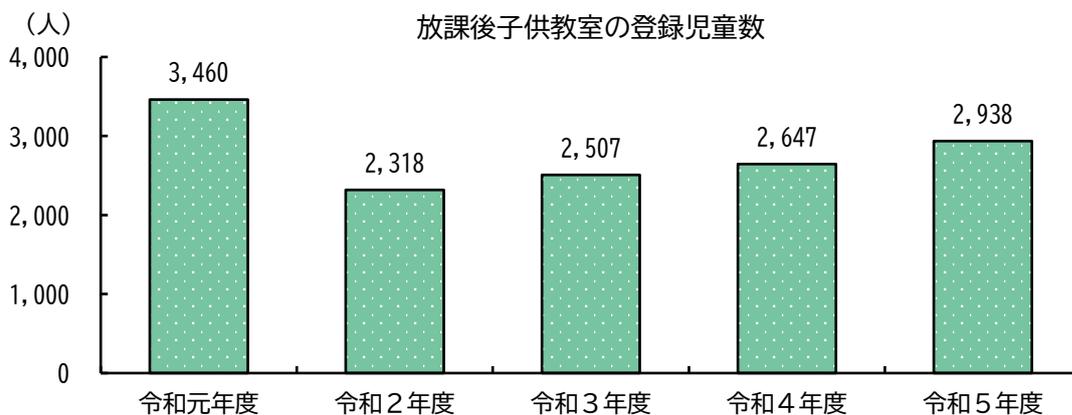
本市の放課後児童クラブにおける定員数・箇所数・登録児童数ともに増加傾向にあります。登録児童数は、令和6年で3,290人となっています。



資料：春日井市調べ（各年4月1日）

② 放課後子供教室の状況

本市の放課後子供教室の登録児童数は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に減少しましたが、その後は増加傾向にあり、令和5年度で2,938人となっています。

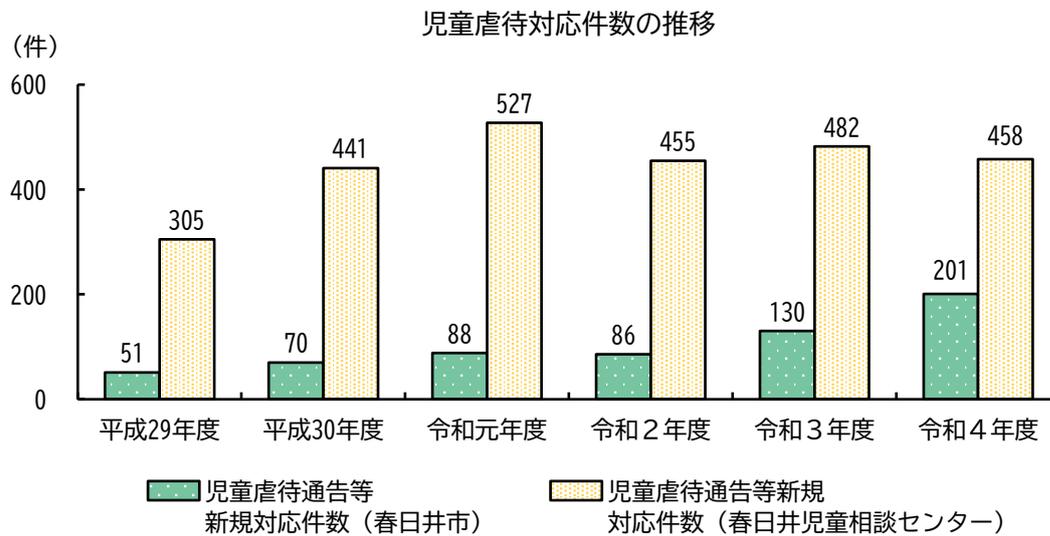


資料：春日井市調べ（各年度3月時点）

(6) 配慮が必要な子どもの状況

① 児童虐待対応件数の推移

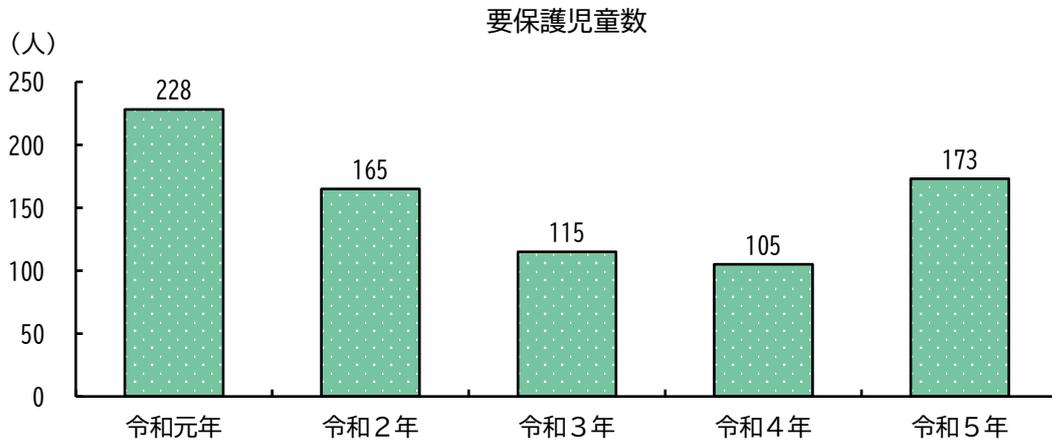
本市の児童虐待通報件数は増減を繰り返しており、令和4年度で市役所対応が201件、児童相談センター対応が458件となっています。



資料：児童相談のあらまし（愛知県春日井児童相談センター）、春日井市調べ

② 要保護児童数

本市の要保護児童数は令和元年から減少傾向でしたが、令和5年で173人となっています。

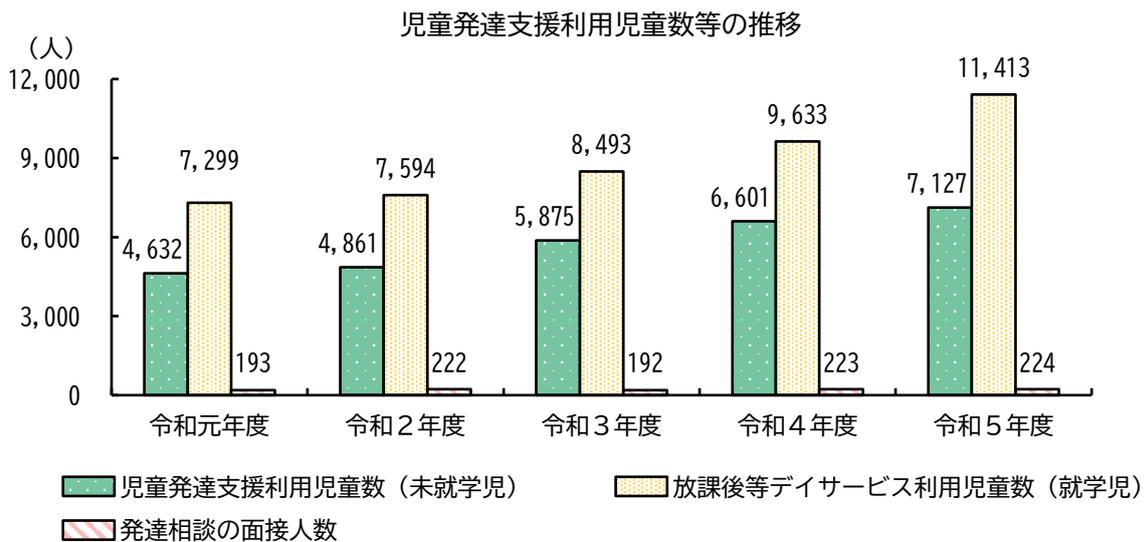


資料：春日井市調べ

③ 障害のあるこどもの状況

本市の障害のあるこどもの状況を見ると、令和5年度で児童発達支援利用児童数が延べ7,127人、放課後デイサービス利用児童数は延べ11,413人となっており、いずれも増加しています。

また、発達相談所の面接利用人数は、概ね横ばいで推移しています。



資料：春日井市調べ

④ 外国人のこどもの数

本市の20歳未満の外国人数は、令和2年現在で815人となっており、20歳未満総人口の1.4%という状況です。平成27年よりも人数、比率ともに増加しています。

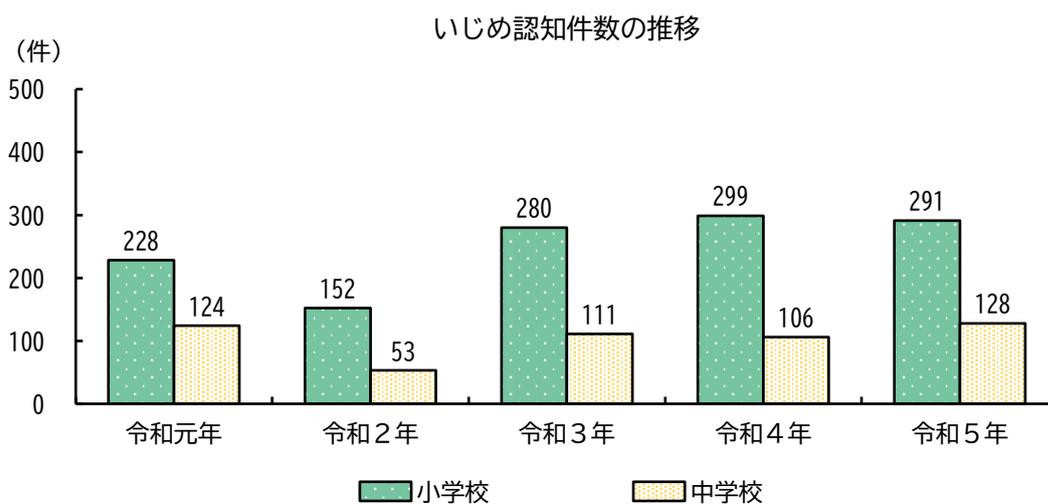
20歳未満の外国人数の推移

区分	平成22年	平成27年	令和2年
0～4歳	159	164	216
5～9歳	149	139	202
10～14歳	142	134	187
15～19歳	161	168	210
20歳未満外国人合計	611	605	815
20歳未満外国人比率	1.0%	1.0%	1.4%
20歳未満総人口	60,453	59,264	57,323

資料：国勢調査（各年10月1日）

⑤ いじめ認知件数の推移

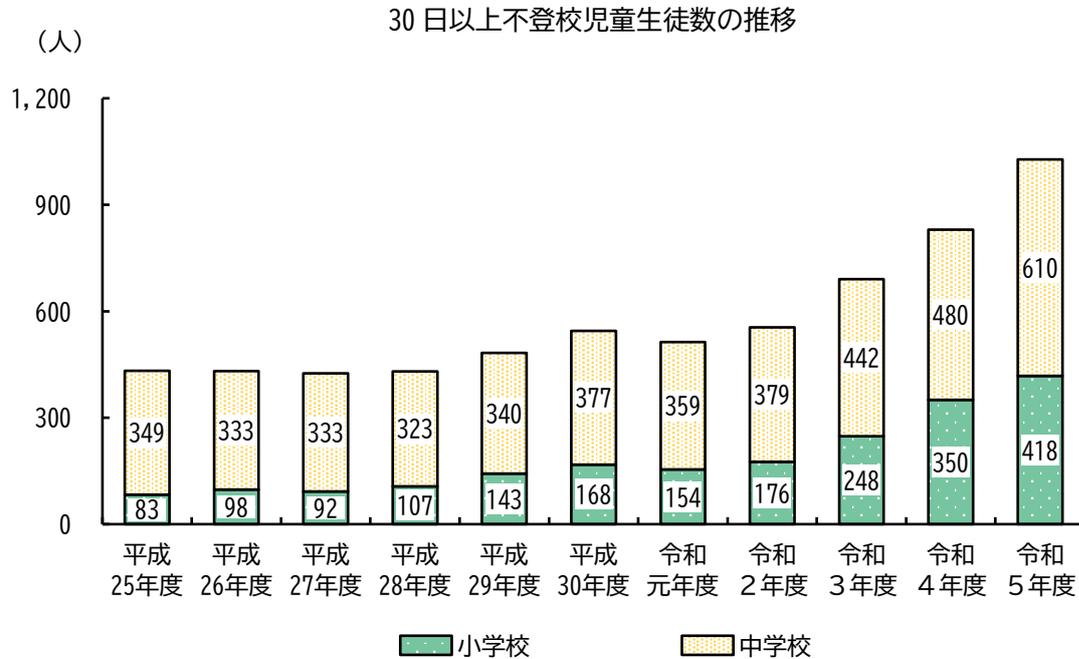
本市のいじめ認知件数は増減を繰り返しており、令和5年で小学校が291件、中学校が128件となっています。



資料：春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

⑥ 不登校児童生徒の状況

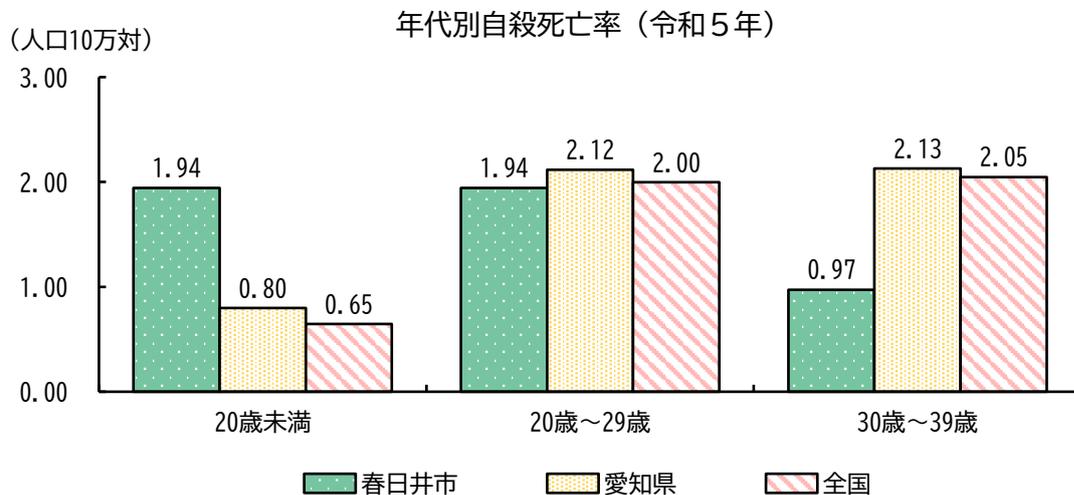
本市の30日以上不登校児童生徒数は増加傾向にあり、令和2年度までは小学校が100人台で、中学校が300人台で推移していましたが、令和3年度以降大幅に増加し、令和5年度には小学校が418人で、中学校は610人となっています。



資料：春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

⑦ 年代別自殺死亡率

本市における自殺死亡率は、愛知県・全国と比較すると特に20歳未満で高くなっており、1.94となっています。

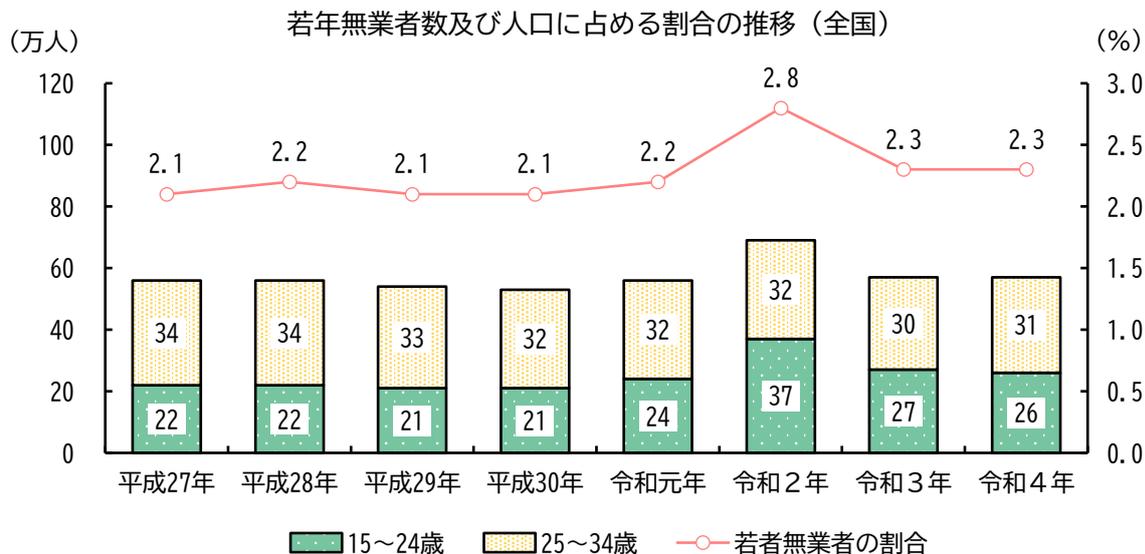


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から算出

(7) 若者の状況

① 若年無業者数の推移（全国）

全国の若年無業者数は50～60万人台で推移しています。また、令和2年については、若年無業者の割合が急激に増加しています。令和4年では、人口に占める割合は2.3%となっています。



資料：総務省「労働力調査」

② ひきこもり

内閣府が令和4年度に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」から推測されるひきこもりの若者（15～39歳）は、全国で約65万人です。ひきこもり期間の長期化に伴って、本人や家族が高齢化し、親の介護や本人・家族の心身の健康上の問題、世帯の生活困窮などの不安が生じるなど、課題が複合化・困難化し、これらの課題への幅広い対策が必要です。

ひきこもり状態にある者の推計数

		有効回収率に占める割合	全国の推計数
狭義のひきこもり (A)	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどにはでかける	0.74%	約 35 万人
	自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	0.30%	
	自室からほとんど出ない	0.06%	
準ひきこもり (B)	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0.95%	約 30 万人
広義のひきこもり (A+B)		2.05%	約 65 万人

※ 総務省「国勢調査」（2020年）によると、15～39歳人口は3,138万人。

$3,138 \text{ 万人} \times \text{有効回収率に占める割合} (\%) = \text{全国の推計数} (\text{万人})$

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和4年度）

2 アンケート調査でみるこども・子育ての現状

(1) 春日井市子ども・子育てに関するアンケート調査概要

① 調査の目的

令和6年度の「第3次新かすがいっ子未来プラン（仮称）」計画策定にあたり、「子ども・子育て支援事業計画」の需要量の見込みを算出するとともに、「次世代育成支援対策行動計画」の基礎資料を得るため、市民の子育てに関する生活実態や子育て支援に対する意識等について調査を行ったものです。

② 調査対象

- (1) 市内在住の就学前の児童を養育する保護者（以下「就学前児童保護者」という。）
- (2) 市内在住の小学校低学年の児童を養育する保護者
（以下「低学年児童保護者」という。）
- (3) 市内在住の小学校高学年の児童を養育する保護者
（以下「高学年児童保護者」という。）
- (4) 市内在住の小学校高学年児童

③ 調査期間

【低学年・高学年】令和6年1月18日（木）～令和6年2月21日（水）

【就学前・高学年本人】令和6年1月18日（木）～令和6年2月16日（金）

④ 調査方法

対象者に案内を郵送もしくは学校で配布し、Webアンケートによる回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	5,000通	2,267通	45.3%
低学年児童保護者	2,150通	756通	35.1%
高学年児童保護者	2,150通	734通	34.1%
小学校高学年本人	2,150通	1,393通	64.8%

(2) 春日井市子ども・子育てに関するアンケート調査結果（抜粋） （低学年児童保護者、高学年児童保護者、就学前児童保護者）

① お子さんをみてもらえる親族・知人がいるか（複数回答）

就学前児童保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高くなっています。

次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加しています。

日常的に祖父母等の親族にみてもらえる

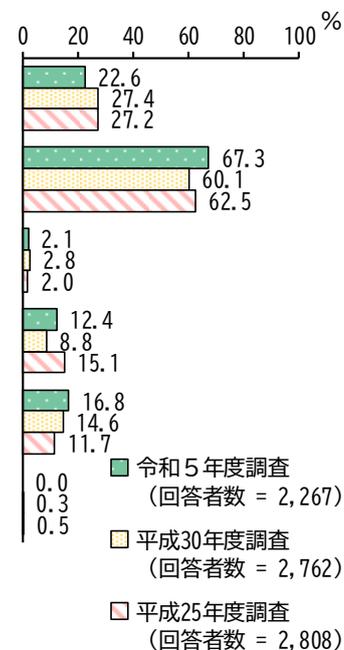
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる

日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる

緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる

いずれもない

無回答



② 母親の就労状況（自営業、家族従事者含む）（複数回答）

就学前児童保護者では、「以前は就労し【就学前児童保護者】
ていたが、現在は就労していない。」の割合
が最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である。」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない。」の割合が減少しています。

フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない。

フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である。

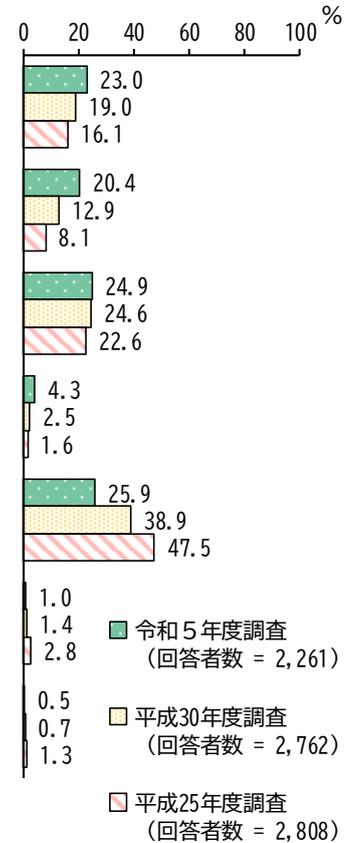
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない。

パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である。

以前は就労していたが、現在は就労していない。

これまで就労したことがない。

無回答



③ 母親のフルタイムへの転換希望があるか（単数回答）

就学前児童保護者では、「今のまま（パート・アルバイト等）の就労を続けることを希望【就学前児童保護者】」の割合が52.6%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みがある」の割合が33.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

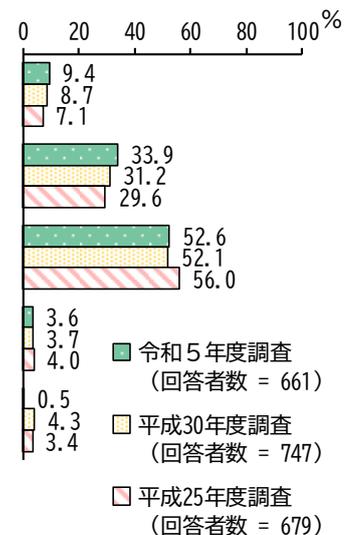
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある

フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない

今のまま（パート・アルバイト等）の就労を続けることを希望

仕事をやめて子育てや家事に専念したい

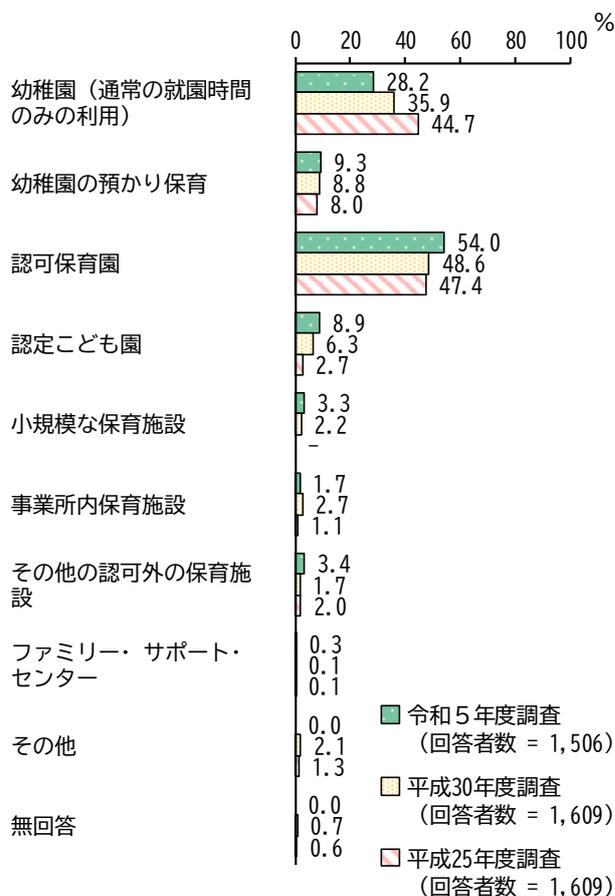
無回答



④ 平日に「定期的」に利用している施設や事業（複数回答）

就学前児童保護者では、「認可保育園」の割合が最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間のみの利用)」の割合が高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「認可保育園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園(通常の就園時間のみの利用)」の割合が減少しています。

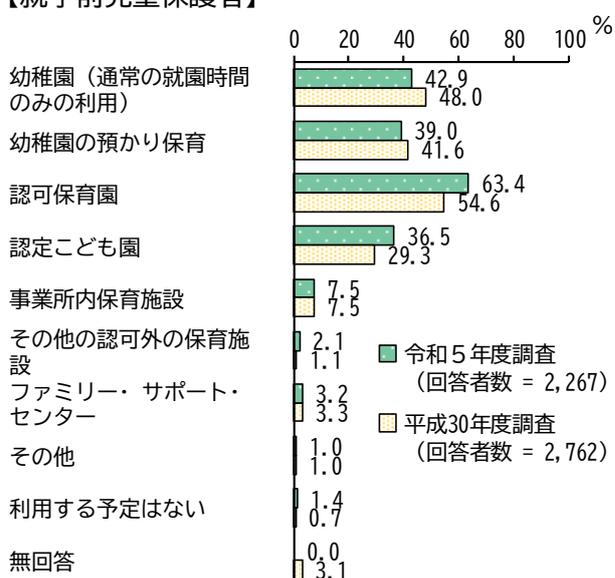


※前々回調査では、「小規模な保育施設」の選択肢はありませんでした。

⑤ お子さんが3歳以上のときに利用したい施設や事業（複数回答）

就学前児童保護者では、「認可保育園」の割合が最も高くなっています。

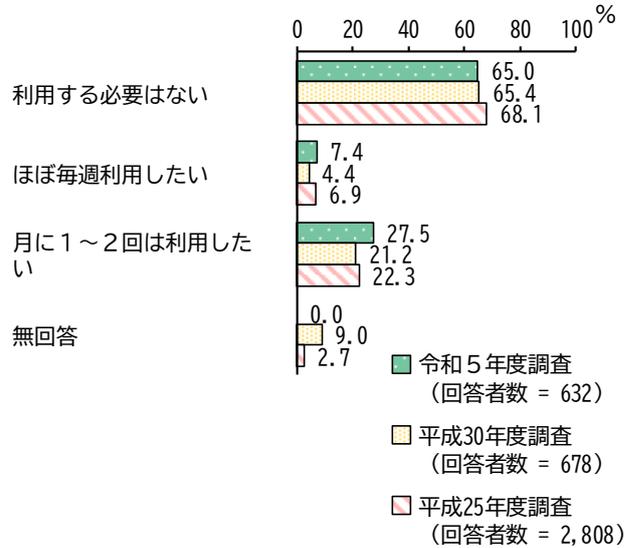
平成30年度調査と比較すると、「認可保育園」「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園(通常の就園時間のみの利用)」の割合が減少しています。



⑥ 土曜日の、幼稚園、認定こども園などの定期的な利用希望（単数回答）

就学前児童保護者では、「利用する必要はない」【就学前児童保護者】の割合が最も高くなっています。

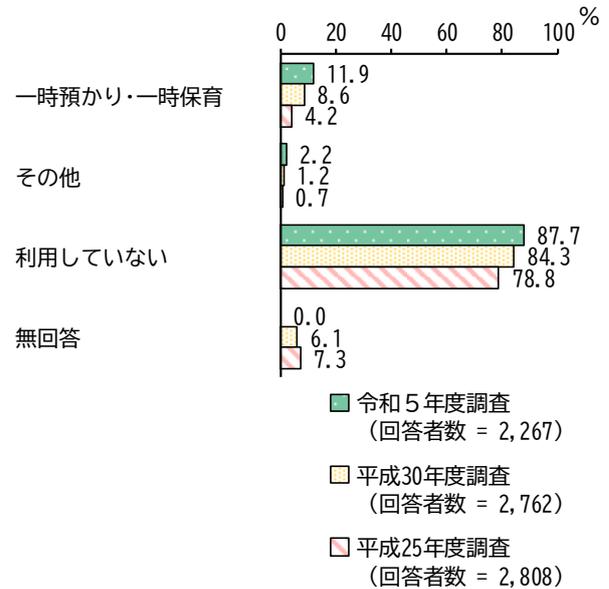
平成 30 年度調査と比較すると、「月に1～2回は利用したい」の割合が増加しています。



⑦ 私用、親の通院、就労等の目的で不定期に利用している事業（複数回答）

就学前児童保護者では、「利用していない」【就学前児童保護者】の割合が最も高くなっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑧ 育児休業の取得状況（単数回答）

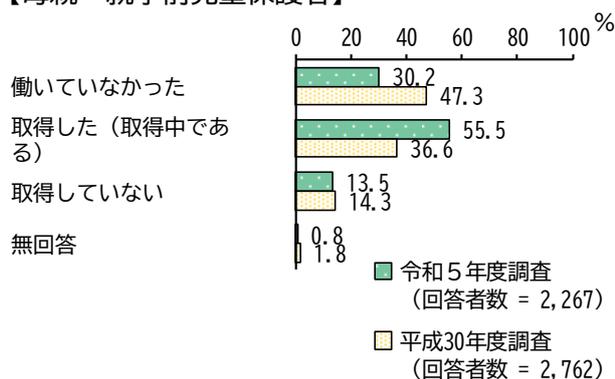
母親では、「取得した（取得中である）」の割合が最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

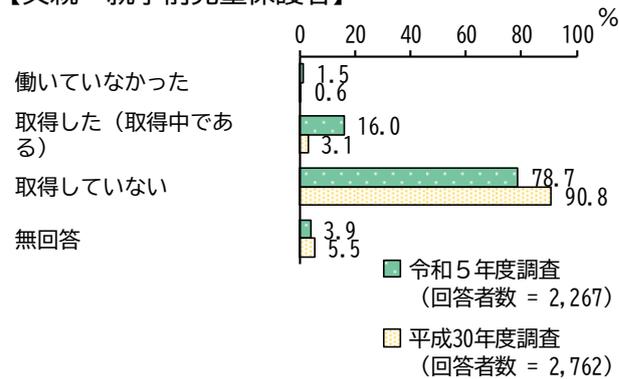
父親では、「取得していない」の割合が最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。

【母親 就学前児童保護者】



【父親 就学前児童保護者】



⑨ 育児休業を取得していない理由（複数回答）

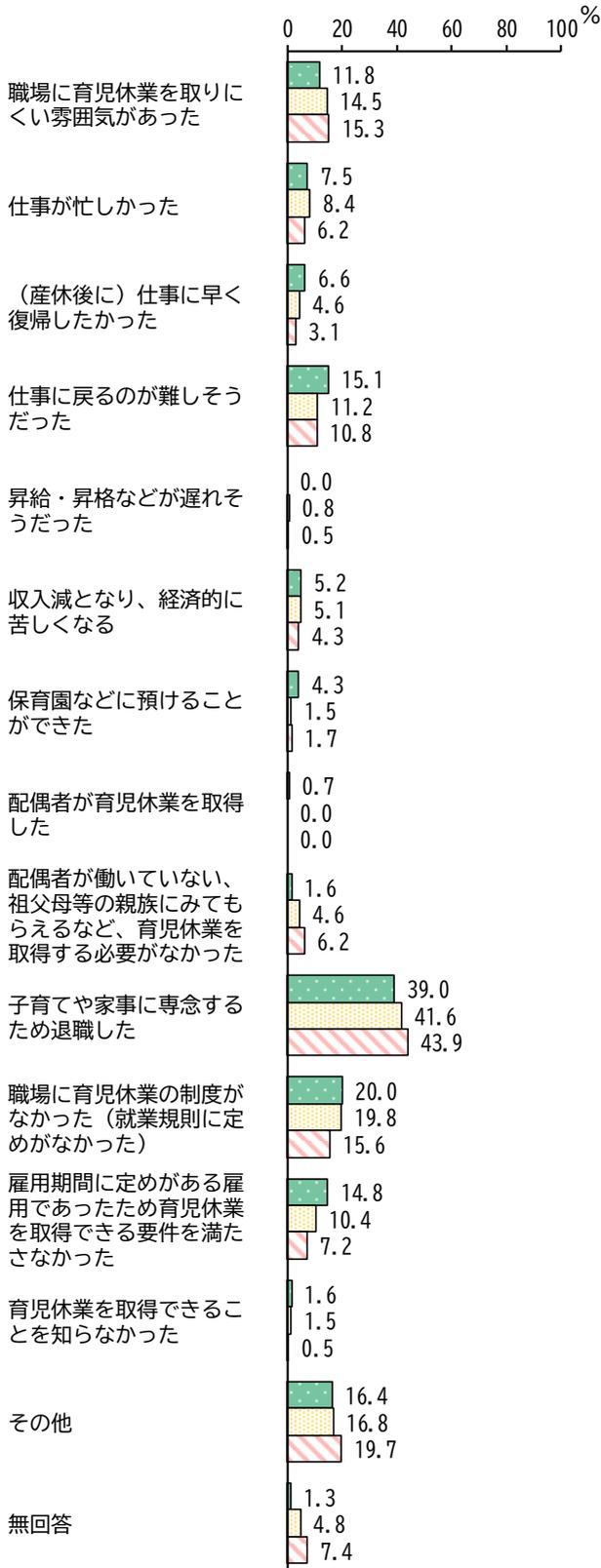
母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」、「仕事に戻るのが難しかった」の割合が高い傾向にあります。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

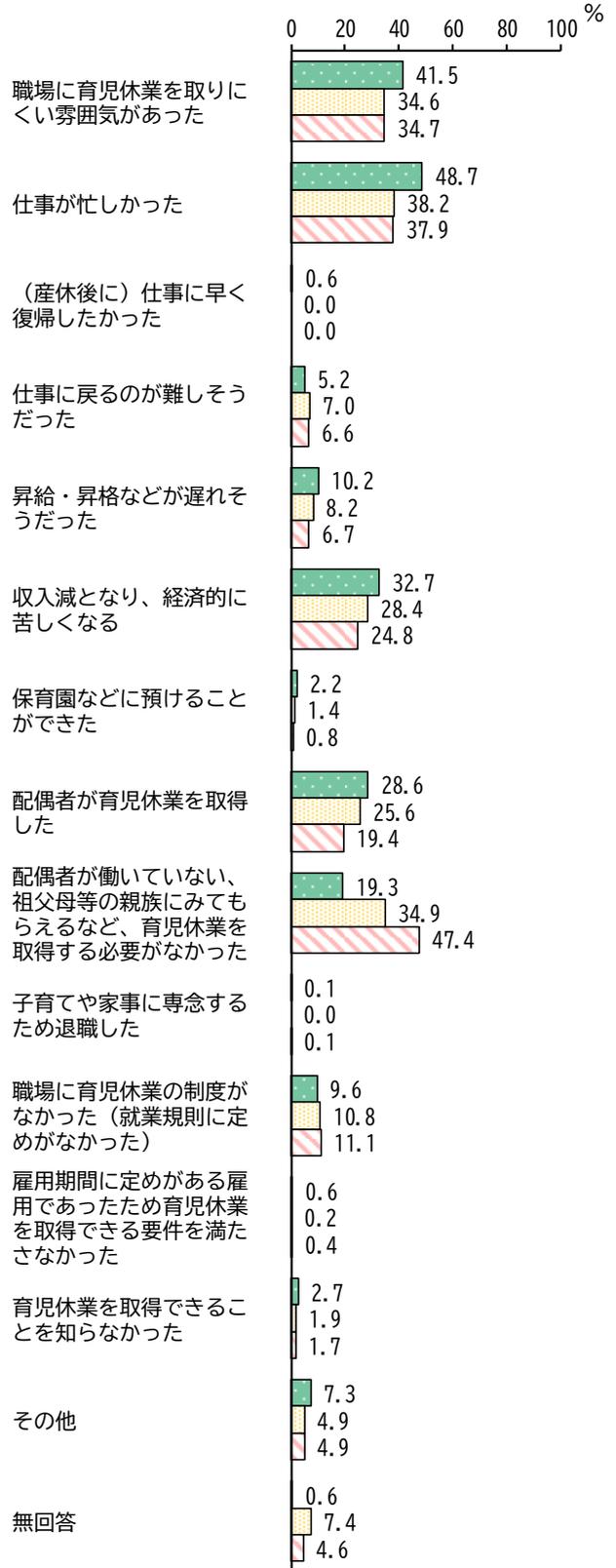
父親では、「仕事が忙しかった」の割合が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が高い傾向にあります。

平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」の割合が増加しています。一方、「配偶者が働いていない、祖父母等の親族にみてもらえるなど、育児休業を取得する必要がなかった」の割合が減少しています。

【母親 就学前児童保護者】



【父親 就学前児童保護者】



■ 令和5年度調査 (回答者数 = 305)
 ■ 平成30年度調査 (回答者数 = 394)
 ■ 平成25年度調査 (回答者数 = 417)

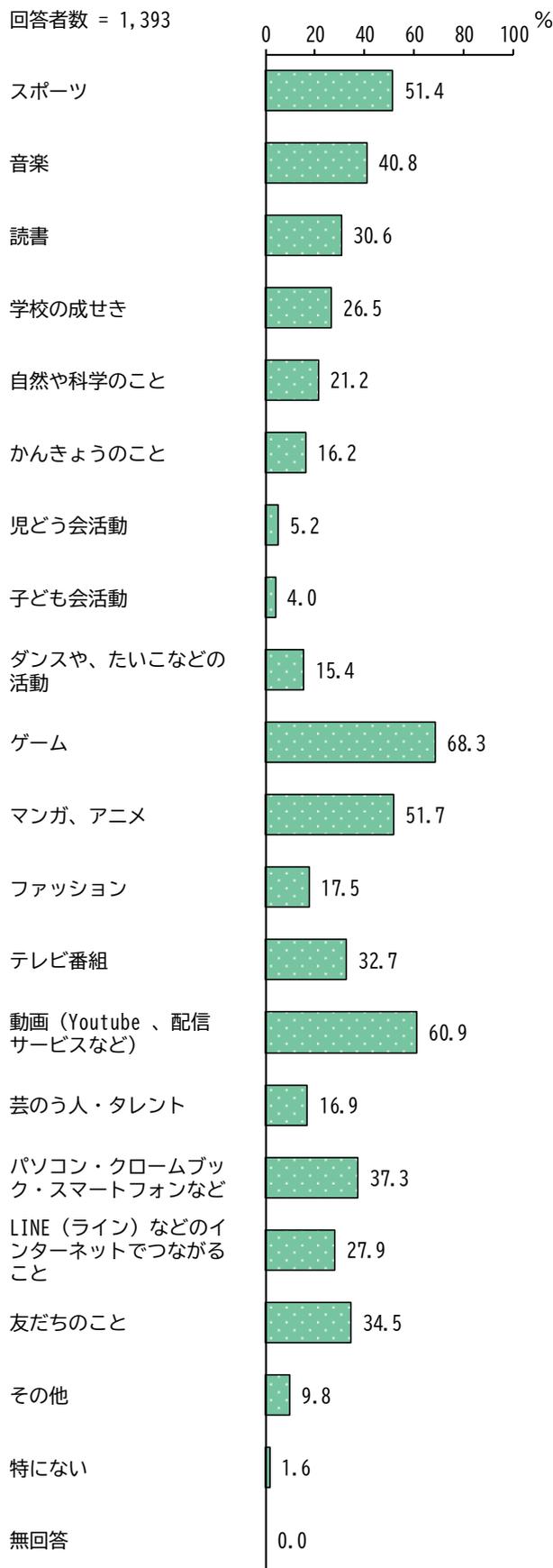
■ 令和5年度調査 (回答者数 = 1,783)
 ■ 平成30年度調査 (回答者数 = 2,508)
 ■ 平成25年度調査 (回答者数 = 2,604)

(3) 春日井市子ども・子育てに関するアンケート調査結果 (小学校高学年本人)

① 今、興味があるもの（複数回答）

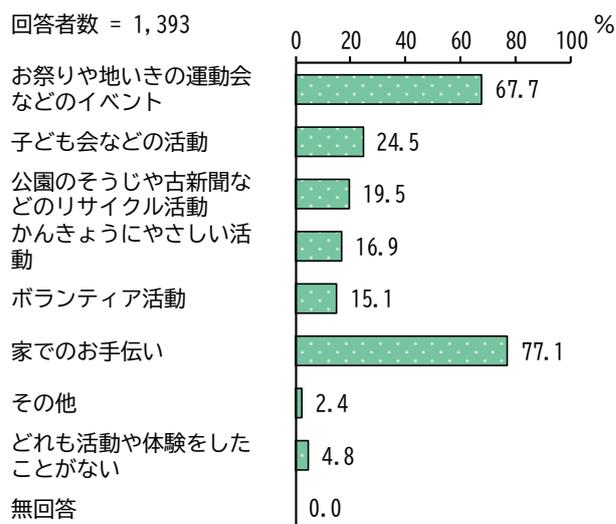
「ゲーム」の割合が最も高く、次いで「動画（Youtube、配信サービスなど）」、「マンガ、アニメ」の割合が高い傾向にあります。

回答者数 = 1,393



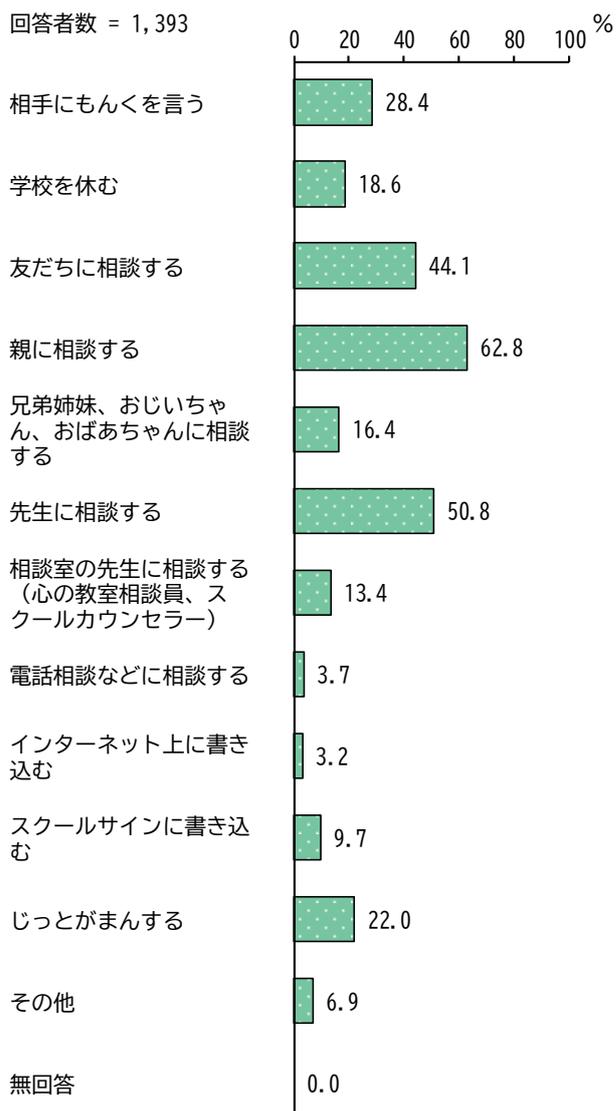
② 学校以外の活動や体験をしたことがあるか（複数回答）

「家でのお手伝い」の割合が最も高く、次いで「お祭りや地いきの運動会などのイベント」の割合が高くなっています。



③ いじめを受けたらどうするか（複数回答）

「親に相談する」の割合が最も高く、次いで「先生に相談する」、「友だちに相談する」の割合が高い傾向にあります。



第3章

基本理念と施策の体系

1 基本理念

春日井市第六次総合計画において、本市の将来像である、「暮らしやすさと幸せとつなぐまち かすがい」を実現するため、時代の潮流を的確に捉え、地域住民や多様な主体と連携し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現をめざすこととしています。

また、子育て・教育の分野は、「こどもの笑顔があふれるまち」を掲げ、安心してこどもを産み、育てることができ、やさしさとたくましさを持ったこどもを育み、夢や誇りを持つことができるまちをめざしていきます。

また、『こども大綱』では、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、春日井市第2次かすがいっ子未来プランの理念や方向性などを引き継ぐとともに、『こども大綱』や春日井市第六次総合計画基本計画の目指すまちづくりも踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

「こどもまんなか社会」が実現に向け、全てのこどもたちが自分らしく健やかに幸せに成長できるよう社会全体で支え、こどもや若者が自分の希望や能力を活かすことや、こどもを育てたいといった願いを叶えることができるよう、「こどもの成長を支え、可能性を広げる『こどもまんなか』のまち春日井」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

**「こどもの成長を支え、可能性を広げる
『こどもまんなか』のまち春日井」**

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

(1) こどもの将来にわたるウェルビーイングの向上

こどものウェルビーイングの向上に向けて、ライフステージに応じてこどもの教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からのこどもの発育・発達への支援に取り組みます。また、こどもの自主性・社会性の育成やこどもの放課後の居場所づくり、困難を抱える若者への支援など、こどもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

(2) こどもや若者への切れ目ない支援の充実

こどもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童等、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれの特性に合わせて、こども・若者やその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災対策など、安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組みます。こどもと若者は、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。こどもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

(3) 子育て家庭が安心して子育てができる社会環境の整備

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

また、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭への支援の充実を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[ライフステージ]

[施策]

